る方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもって同項に規定する株式の価格とする方法とする。

一　当該株式を市場において行う取引によって売却する場合　当該取引によって売却する価格

二　前号に掲げる場合以外の場合　次に掲げる額のうちいずれか高い額

イ　会社法第二百三十四条第二項の規定により売却する日（以下この条において「売却日」という。）における当該株式を取引する市場における最終の価格（当該売却日に売買取引がない場合又は当該売却日が当該市場の休業日に当たる場合にあっては、その後最初になされた売買取引の成立価格）

ロ　売却日において当該株式が公開買付け等の対象であるときは、当該売却日における当該公開買付け等に係る契約における当該株式の価格

（組織変更に際しての計算に関し必要な事項）

第二百十六条の二の四　法第八十六条の六の規定による組織変更に際しての計算に関し必要な事項については、この条の定めるところによる。

2　漁業生産組合が組織変更（法第八十六条の三第一項に規定する組織変更をいう。以下同じ。）をする場合には、当該組織変更をすることを理由にその有する資産及び負債の帳簿価額を変更することはできない。

3　漁業生産組合が組織変更をする場合には、組織変更後株式会社（法第八十六条の三第四項に規定する組織変更後株式会社をいう。以下同じ。）の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

一　資本金の額　イに掲げる額からロ及びハに掲げる額の合計額を減じて得た額

イ　組織変更の直前の漁業生産組合の出資金の額

ロ　法第八十六条の四第一項の規定による持分の払戻しを請求した漁業生産組合の組合員（第五号において「脱退組合員」という。）の払込済み出資の額

ハ　組織変更の直前の漁業生産組合の未払込出資金の額

二　資本準備金の額　次に掲げる額の合計額

イ　組織変更の直前の漁業生産組合の資本準備金の額

ロ　組織変更の直前の漁業生産組合の再評価積立金の額

三　その他資本剰余金の額　零

四　利益準備金の額　組織変更の直前の漁業生産組合の利益準備金の額

五　その他利益剰余金の額　イに掲げる額からロ及びハに掲げる額を減じて得た額

イ　組織変更の直前の漁業生産組合のその他利益剰余金の額

ロ　組織変更をする漁業生産組合の組合員に対して支払う金銭の額

ハ　脱退組合員に対して払い戻す持分の額から脱退組合員の払込済み出資の額を減じて得た額

（組織変更の届出）

第二百十六条の二の五　漁業生産組合は、法第八十六条の九の規定による届出をしようとするときは、届出書に組織変更計画、組織変更計画を承認した総会の議事録及び組織変更の登記に係る登記事項証明書を添付して行政庁に提出しなければならない。

第五章の三　指定紛争解決機関

（割合の算定）

第二百十六条の二の六　（略）

（電磁的記録）

第二百二十六条　法第十七条の七第一項（法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製

（新設）

第五章の二　指定紛争解決機関

（割合の算定）

第二百十六条の二　（略）

（電磁的記録）

第二百二十六条　法第三十一条の二第三項第二号（法第七十七条、第八十二条の二第二項、第九十二条第二項、第九十六条第二項、第百条第二項及び第百条の八第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の農林水産省令で定めるものは、磁気ディスクそ

（新設）